

214

財団法人ヒューマンライツ教育財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人ヒューマンライツ教育財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市西成区千本中1丁目4番10号
デジタル岸里に置く。 } → 改正済
別紙別添表1

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、大阪府下において同和地区の学生及び生徒に修学の門戸を開放するとともに、現代社会における人権問題についての啓発等を行い、人権尊重の感覚が豊かな人材を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同和地区の学生及び生徒で、大阪府下の学校に在学する者に対する奨学金の支給
- (2) 奨学金受給者に対する指導
- (3) 学校及び社会教育施設において行う人権教育に対する助成
- (4) 人権問題に関する講座、研修会等の開催
- (5) 人権問題に関する調査研究
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入

- (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入
- (資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等安全確実かつ有利な方法により、理事長が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経かつ、大阪府教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらを処分することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に大阪府教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に大阪府教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すもの

在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は役員を兼ねることができない。

5 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(名誉理事長)

第24条 この法人に名誉理事長を置く。

2 名誉理事長は、理事会の決定により理事長が委嘱し、重要事項についての諮問及び相談に応じるものとする。

(賛助会員)

第25条 この法人に賛助会員をおくことができる。

2 この法人の目的に賛同し、事業の援助をする個人及び団体を賛助会員とする。

3 賛助会員に関して必要な事項は理事長が定める。

(職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、毎年2回理事会が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあ



12-06-01:09:42 AM: 大阪府教育委員会 教育委員会 事務局

あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決すところによる。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 第27条第1項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、第27条第1項前条中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、会議のつど、評議員の互選で定める。

(議事録)

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 選考委員会

(選考委員会)

第31条 この法人には、第4条第1号及び第3号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

(委員)

第32条 選考委員会は5名以上7名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれることになってはならない。

4 委員には第10条第2項及び第19条並びに第20条の規定を準用する。

議事録

: 0639423852

4 / 6

とする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、これらのうち重要なものについては、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員、名誉理事長、賛助会員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内(うち、理事長1名とし、副理事長1名及び常務理事1名を置くことができる。)
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事長、副理事長及び常務理事は理事の互選により定める。

- 2 特定の理事とその親族その他の特別な関係にある者の合計数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事はこの法人の理事、評議員及び職員を兼ねることができない。
- 4 理事と監事との間及び監事相互の間に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務

を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は大阪府教育委員会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬の額については、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員の選任等)

第22条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特殊の関係のある者の合計数は、評議員現



ただし、この場合において、これらの規定中「理事」及び「役員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第34条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けて、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。



第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第36条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員、名誉理事長、賛助会員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類

(9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の書類及び帳簿は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第37条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。ただし、奨学金給付規定を変更しようとするときは、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

1. この寄附行為は、大阪府教育委員会の許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者（発起人）の定めるところによる。
3. この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

理 事 (理事長)	松岡 徹
理 事	吉田信太郎
理 事	大賀正行
理 事	吉岡成志
理 事	山崎正明
理 事	木村信一
理 事	富田一幸
理 事	小林道弘
理 事	中島章一
監 事	加藤信夫
監 事	向井 正



附 則

この寄附行為は、大阪府教育委員会の認可のあった日から施行する。

214

新旧対照表

12-06-01:09:42 AM; 大阪府知事官邸; 大阪府知事官邸; 大阪府知事官邸

現行省庁行為	改正省庁行為
第2条 この法人は、事務所を大阪市西成区長橋三丁目7番1号に置く。	第2条 この法人は、事務所を大阪市西成区長橋三丁目7番28号に置く。 / /

0669246662

6/6
(214)

